

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 21 件

国民年金関係 16 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月及び同年 3 月

申立期間の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付した際、納付金額が数百円不足していたため、申立期間は未納となっているとの回答をもらった。当該期間の国民年金保険料を納付した時の納付書・領収証書も持っており回答には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 6 月 29 日に、申立期間を含む 42 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す納付書・領収証書を所持しており、当時、申立人が申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思を有していたことは明らかである。

また、当該納付書・領収証書に記載された金額は、当該未納期間の国民年金保険料を過年度納付により納付するのに必要な金額に比べ数百円少なく記載されていることが確認できるものの、当該納付書・領収証書は、当時、社会保険事務所が真正に作成したものと認められる。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、60 歳に到達する直前の 5 年間については保険料を前納していることから判断すると、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、当時、納付した国民年金保険料額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

申立期間の納付記録を照会したところ、未納との回答を得たが、その申立期間中に昭和40年度及び41年度分の保険料をさかのぼって納付しており、42年度だけが未納となっているのは納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻が説明する加入手続や納付状況は具体的かつ詳細であり、その内容は申立期間当時の状況と一致しており、申立内容に矛盾は無い。

また、申立人の妻は、申立期間中の昭和43年1月5日に、申立期間直前の40年4月から42年3月までの国民年金保険料を過年度納付により一括納付していることが確認でき、この時点においては、申立期間の国民年金保険料も納付することが可能であったことから判断すると、申立人の妻が申立期間についてのみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1177

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

社会保険事務所の記録では、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。私は確かに保険料を納めていたので、しっかりと調査し、この期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者の資格喪失手続及び国民年金被保険者種別変更手続を適切に行っており、年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識も高かったものと考えられる。

また、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳によれば、申立人の昭和 55 年度の納付に係る備考欄には、「昭和 56 年 12 月納付書発行」と記載されており、これについて社会保険事務所に照会した結果、「過年度の未納期間に対応する納付書が社会保険事務所で発行されたと考えられる。」との回答が得られたことから、申立期間についても、納付書が発行されたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間中に住所を変更している以外には、申立人の夫の職業にも変化は無く、生活状況に大きな変化があったことはいかたがうかえず、申立内容に不自然さは無いなど、申立人が申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったことをうかがわせる特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月

私は、昭和 32 年 5 月から 42 年 9 月まで厚生年金保険に加入しており、将来、厚生年金保険に加入した期間を年金として受給するため国民年金に加入した。当時、居住していた地区には国民年金を自治会で集金しており、「A」という役員が毎月集金に来ていた。国民年金保険料を納めると、その都度、国民年金保険料領収書に「A」の認印を受けた。当時の国民年金保険料の領収書を保管しており、間違いなく納付しているので記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月間と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、平成 20 年春に社会保険庁から申立本人へ送付された「ねんきん特別便」で、昭和 48 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料が未納扱いとなっていることを知り、社会保険事務所に出向いて、申立人が保管していた国民年金印紙検認台帳及び国民年金保険料領収書を提出したところ、申立期間を除く同年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月の 4 か月の期間については納付済みとして記録の訂正が行われている。

しかしながら、申立期間については、国民年金印紙検認台帳に検認印が無いとの理由をもって記録の訂正は行われていないものの、国民年金保険料領収書には、当時の国民年金保険料の納付責任者である「A」の認印が押印されていることが確認できる上、当該領収書の注意書には、「国民年金保険料を所属の取りまとめ納付責任者に委託されたときは、領収欄に責任者の認印を受けて

ください。」と明記されていることから判断すると、当該国民年金保険料納付責任者の認印が押されている以上、申立期間の国民年金保険料は納付されたものと認めるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 49 年に結婚してからしばらく経ったころ、A 市役所から国民年金の加入手続の勸奨状が送られてきたので、夫と一緒に A 市役所に出向き、自身の国民年金の加入手続を行うとともに、当時さかのぼって納めることができる未納であった国民年金保険料を夫婦そろってすべて納付した。

夫の国民年金保険料の納付記録はすべて納付済みとなっているが、私の納付記録には申立期間が未納とされていたので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和 45 年 6 月から 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、加えて、申立人の夫も国民年金に加入した 39 年 1 月から 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、保険料の未納期間は無く、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、その夫と一緒に A 市役所を訪れ、国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦一緒に未納であった国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び A 市役所の国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和 50 年 9 月 12 日に国民年金への加入手続を行い、同日、国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できる。

さらに、申立人が夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとする時期は、第

2回目の特例納付が実施されていた時期であり、夫婦共に特例納付を行っていることが社会保険事務所の国民年金被保険者台帳から確認でき、申立期間のうち、国民年金保険料の過年度納付が可能であった昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間についても、国民年金保険料を納付したものとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間については、第 2 回目の特例納付の納付対象期間とはなっておらず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された 50 年 9 月の時点では、既に時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものとする認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年12月までの期間及び62年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年12月まで  
② 昭和62年1月

私は、昭和62年1月の国民年金保険料の納付記録がないことに気づき、社会保険事務所に出向いたが、その際、54年4月から同年12月までの期間についても納付の記録が無いことが判明した。

申立期間当時、実家で親と同居していたが、実家に国民年金保険料の未納通知が来た記憶は無く、その後何度か区役所の窓口に行ったが、一度も国民年金保険料が未納であるとの指摘を受けたことは無く、むしろ、きちんと納付されていると誉められたことすら記憶している。

数度の厚生年金保険から国民年金への切替手続の際には、常にオレンジ色の手帳を区役所窓口を持参していた。

両親が病気になった場合のことを気にしていたので、離職する度に区役所に出向いて国民健康保険の加入手続をしていたが、その際、国民年金の加入手続も併せて行ったと思うし、国民健康保険と国民年金の手続窓口は別々であったことも記憶している。

国民年金保険料は納付書を持って毎月銀行で納めていたものと思うが、結婚した時に古い手帳は処分してしまった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年3月10日に払い出されたことが確認でき、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の受付年月日欄に「55. 1. 10」の記載があるとともに、同名簿の国民年金保険料納付欄には、55年1月以降の国民年金保険料は納付済みの記録に

なっているものの、申立人において、当該期間の国民年金保険料の納付に必要な金額、保険料を納付した時期や期間についての記憶は明瞭<sup>めいりょう</sup>でなく、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、当該期間前後の期間は厚生年金保険の被保険者期間であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失後に国民年金への切替手続が必要となるものの、申立人が当該時期において国民年金への切替手続を行ったことが確認できない上、申立人において当該手続を行ったことの記憶が定かでなく、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、41 年 7 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 2 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 41 年 7 月から 48 年 3 月まで  
③ 昭和 49 年 2 月から 61 年 3 月まで

国民年金制度創設時、近くの A 小学校の P T A の役員が来て、国民年金に加入してもらえないかと勧誘があった。子供はいなかったので遠慮したが、なお勧められたので月額も負担にならない程度であることから加入した。その人の名前は忘れた。

毎月、箱に保険料を入れると、ノートにチェックしていたことを憶えており、証人は、夫の同僚の奥さんである。

また、昭和 61 年に新聞か市報で夫の厚生年金保険加入期間中の未加入期間の国民年金保険料についてもさかのぼって納付できる法律改正を知り、手元に積立金の満期金があったので、同年 4 月に B 市 C 区役所で納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 4 月に払い出されていることが確認でき、社会保険庁の記録において国民年金への加入は、任意加入の記録となっており、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の取得者は、ほとんどが同一地区内の任意加入者となっており、申立人が、A 小学校の P T A 役員から勧誘されたとの供述には信ぴょう性が認められるものの、申立人と前後の時点において国民年金に任意加入している者の多くの国民年金保険料納付記録は、未納や一部未納となっており、加入手続を行ったものの、納付には至っていない者が多く存在していたことが推認される。

また、申立人が証人として名前を挙げた夫の同僚の妻への照会結果において、申立人が申立期間①当時、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立期間②及び③については、いずれも国民年金に未加入の記録となっていることが確認でき、申立人は、昭和 61 年 4 月ごろ、任意加入していなかった期間の国民年金保険料について、さかのぼって納付できることを広報等により知り、当該時期に保険料を一括納付したと主張しているものの、保険料を納付したとする期間を特定できない上、国民年金に加入していない期間について、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられ、申立人が当該時期に未加入期間に係る保険料を一括納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 47 年 3 月まで

夫が会社員であり、私は夫の勤務先から国民年金の制度があることを聞き、A市に居住していた昭和 38 年 4 月ごろに国民年金への任意加入の手続をした。

当時、集金人が毎月社宅に国民年金保険料の集金に来ており、その時、小学生だった娘も国民年金保険料の集金人が新聞や電気、ガスなどの集金人と同様に集金に来ていたことをはっきり憶えている。月額保険料も憶えている。

その後、A市BからC市（現在は、D市。）、E市へ転居するまで切れ目無く集金人が来ていたので間違いなく、国民年金保険料を納付していた。

年金を受給する時に、市役所で手続をした際、窓口でこの件を伝えたが「記録がないので。」という一言だけで調査もしてもらえなかった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 4 月ごろにA市において、国民年金に加入したとしているものの、同市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿を確認することはできない。

また、申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の任意加入被保険者であり、昭和 47 年 4 月 26 日にE市において国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるものの、任意加入被保険者であることから、加入時点をさかのぼって資格を取得することはできず、国民年金保険料も納付することはできなかつたものと考えられるとともに、A市、C市及びE市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間は108か月の長期に及び、申立期間のすべてにわたって複数の行政機関及び社会保険事務所が、そのすべての納付記録を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から52年9月まで  
昭和48年10月にA県B市からC市D区（現在は、C市E区。）に戻り、F商店で勤務していたが、同商店が個人経営で厚生年金保険の適用事業所ではなかったために、将来のことを考えて国民年金に加入した。  
国民年金保険料については、妻が、毎月給料を受け取った翌日にC市D区役所において納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたことを示す事跡は確認できず、申立人の国民年金への加入手続を行ったとする申立人の妻の当該加入手続に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻についても、申立期間後の昭和53年9月に、51年7月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付するまでは、申立期間と重複する期間を含めて未納とされていることが確認でき、申立人の妻が申立人の国民年金保険料のみを納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月及び同年5月並びに45年3月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月及び同年5月  
② 昭和45年3月から51年3月まで

昭和43年4月に結婚し、夫の仕事が県外に決まっていたので、夫と共に当地に引っ越した。夫の勤め先は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、すぐに国民年金の加入手続をし、保険料を納付し始めた。国民年金の加入手続をしながら、保険料を納付しないのは不自然であり、申立期間当時の生活は、経済的にも困っていなかったもので、保険料を納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が夫婦二人の国民年金保険料をまとめて納付していたとしているところ、申立人が申立期間に係る申立人夫婦の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の保険料納付に係る記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明であるとともに、申立人の夫も申立期間が申立人と重複する期間の保険料は未納とされており、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は75月と比較的長期に及んでいる上、申立人は、申立期間中にA区からB区へ転居していることが確認できることから、このような長期にわたって、複数の行政機関が、申立人に係る国民年金保険料の納付記録を誤って記載するとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年11月までの期間及び45年2月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年11月まで  
② 昭和45年2月から50年3月まで

昭和43年4月に結婚し、私の仕事が県外に決まっていたので、妻と共に当地に引っ越した。私の勤め先は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、すぐに妻が国民年金の加入手続をし、保険料を納付し始めた。国民年金の加入手続をしながら、保険料を納付しないのは不自然であり、申立期間当時の生活は、経済的にも困っていなかったため、保険料を納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が夫婦二人の国民年金保険料をまとめて納付していたところ、申立人の妻が申立期間に係る申立人夫婦の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻の保険料納付に係る記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明であるとともに、申立人の妻も申立期間が申立人と重複する期間の保険料は未納とされており、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は82月と比較的長期に及んでいる上、申立人は、申立期間中にA区からB区へ転居していることが確認できることから、このような長期にわたって、複数の行政機関が、申立人に係る国民年金保険料の納付記録を誤って記載するとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

昭和44年8月にA社を退職した後、1年間は無職であったが、45年から49年6月までB会で勤務していたが、その間は社会保険に加入していなかった。

昭和61年9月に死亡した母は、自らは国民年金に加入し、保険料を納付していたので、年金に加入していない私のことを心配し、国民年金の特例納付があることを知って、私を国民年金に加入させ、それまで未納であった保険料を特例納付で一括納付してくれており、私も役所を退職した姉もそのことをずっと聞かされていた。

私も年金を受けられる時期にきて、国民年金の納付記録を見て、母が一括納付してくれていたはずの期間が未納とされていることを知り驚いた。

母が苦勞して一生懸命納付してくれたのに残念で悔しい思いで、実家(C町)に帰り、国民年金保険料の領収書や国民年金手帳を探したが見つからず、社会保険事務所に3度にわたり調査を依頼したが判明しなかった。

C町に住む同級生の友人に国民年金保険料の納付方法を聞いたところ、保険料はC町役場から委託された人が集金に来ていたそうであり、母もその人に保険料を納付していたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を特例納付により納付したとされる母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入及び特例納付による保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月23日に払い出され

ていることが確認でき、当該国民年金手帳記号番号の払出時点は、特例納付が実施されていた期間ではない上、払出しの時点においては、申立期間の大部分（昭和44年9月から48年12月までの期間）は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料を51年7月に過年度納付しており、この時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたことから、未納のままとされたものとするのが自然である。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びD市E区役所が保管する国民年金被保険者名簿に特例納付が行われたことをうかがわせる記録は確認できない上、申立人及び母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年12月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。申立期間の国民年金保険料は、A県B郡C村の自宅で婦人会の集金人に納付していたので回答に納得できない。また、当時、隣に住んでいた人が婦人会で行っていた国民年金保険料の集金状況を知っているので尋ねてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は高齢で、当時の状況を聴取することができず、申立人の夫も国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に未加入とされていることから、さかのぼって国民年金保険料を納付することもできなかったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で申立期間の最終月である昭和42年12月から43年1月までの間に払い出されたことが推認できる。

さらに、申立人の当時の隣人からは、「婦人会では、婦会の役員が1年交代で国民年金保険料の集金をしており、全員の保険料を集金しC村役場へ納付していた。」との供述は得られたものの、同人が名前を挙げた当時の3人の婦人会員のうち二人は昭和36年4月から国民年金に加入していないことから、再度、同人に確認したところ「ご主人が厚生年金に加入している場合、国民年金に加入しなくてもよかったのではないか。」と供述に変遷が見られ、申立人

が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを確認するまでに至らなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 7 月まで  
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。  
申立期間の国民年金保険料は、夫が郵便局で納付していたので回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする夫は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に未加入とされており、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で申立期間後の昭和 51 年 10 月に払い出されたことが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び A 市 B 区役所の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人及びその夫は、昭和 51 年 12 月に、申立期間直後の 50 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付したことが確認でき、この時点から国民年金保険料の納付を開始したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の所持する年金手帳の国民年金欄には「初めて上記被保険者となった日 昭和 50 年 8 月 1 日」の記載があるほか、申立人の夫が申立期

間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年3月まで

申立期間の保険料の納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。昭和36年12月に結婚するまでは、自宅において、毎月、妹と一緒に集金人に国民年金保険料を納めており、結婚後は、社会保険事務所やA市役所B支所などで、国民年金手帳に現金を添えて納付していた。当時の保険料は憶えていないが、毎月納付していたように思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の保険料納付等に関する記憶も曖昧であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月までの保険料納付について、その妹と一緒に毎月集金人に納付していたと主張しているものの、A市に照会した結果、地域によっては納付組合により国民年金保険料が徴収されていた事実は認められるものの、当該期間当時においては、3か月に1度の納付であったとの説明が得られる上、社会保険事務所のオンライン記録によれば、国民年金保険料と一緒に納付していたとする妹の納付記録は未納であることが確認でき、申立人の主張とは合致しない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、昭和45年7月に、その時点で、過年度納付を行うことができる限界である申立期間直後の43年4月から45年3月までの国民年金保険料が納付されたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は、この時点においては、時効により納付することができな



かったと考えられ、この結果、申立期間は未納期間のままとされたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付により納付したとする記憶は無いと説明しており、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年12月までの期間、49年10月から50年3月までの期間及び61年4月から平成元年6月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から48年12月まで  
② 昭和49年10月から50年3月まで  
③ 昭和61年4月から平成元年6月まで

私は、昭和26年4月から平成11年まで、A市議会議員を務めており、議員年金に加入していたが、周囲の勧めで昭和44年4月に国民年金にも加入し、付加年金制度が始まった45年10月から付加保険料も納めている。申立期間については、社会保険事務所から付加保険料が納付されていないという回答を得たが、44年4月に加入してから45年9月までは、定額保険料のみを納付し、その後から51年ごろまでは自分で付加保険料を含めて納め、51年以降60歳までは、A市議会事務局に定額保険料と付加保険料の納付を依頼していた。

また、昭和61年4月から平成元年6月までの定額保険料と付加保険料の納付は、同じ議会事務局にお願いしていたので、納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の付加保険料の納付に関する記憶も曖昧であるため、その納付状況等が不明であり、社会保険事務所が保管する特殊台帳及びオンライン記録においては、昭和49年1月から同年9月までの期間及び50年4月から59年12月までの期間の付加保険料が納付されたことが確認できるものの、当該期間以外において、付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事跡は見当たらない。

また、申立期間①については、申立人自身が所持している昭和47年4月か

ら48年12月までの間の納付通知書兼領収証書によると、当該期間においては、付加保険料が納付されていないことが確認できる上、社会保険事務所保管の特殊台帳やA市が管理する電算データによる被保険者名簿では、当該期間に係る付加保険料が納付されていたことを示す記録は確認できない。

さらに、申立期間②については、申立人自身が所持している当該期間に係る納付書・領収証書により、定額保険料を過年度納付により納付していることが確認でき、付加保険料は、過去にさかのぼって納付することができないことから判断すると、当該期間に係る付加保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、申立期間③については、国民年金の被保険者資格を喪失したことにより、いったん付加保険料の納付が途切れた場合、付加保険料の納付について再度手続をしなければならないものの、社会保険事務所の記録において、申立人が付加保険料の納付手続を行ったことの事跡が確認できず、付加保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたことを示す事情は見受けられない。

なお、A市議会事務局に照会したが、申立内容を確認できる説明を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から44年10月まで

申立期間について社会保険事務所で確認してもらったところ、未納との回答であった。昭和39年9月に、当時住んでいたA県B町（現在は、C市B町。）で商店を開業し、その数か月後には、集金に来た自治会の人に、妻がレジから取り出した二人分の国民年金保険料を手渡していた。妻の保険料は納付済みになっているのに、私の分の保険料には納付記録が無いというのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金被保険者資格を取得した日は、昭和44年11月1日とされていることが確認できることから、申立人は、申立期間において、国民年金の被保険者資格を有しておらず、国民年金保険料も納付することはできなかつたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料二人分を集金人に納付していたと主張しているが、申立期間当時、納付組合が存在していたことは確認できるものの、申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録により、申立人は申立期間直後の昭和44年11月から46年10月までの期間の国民年金保険料を、特例納付及び過年度納付により納付していることが確認できる一方、申立人の妻は申立期間及び当該期間の国民年金保険料を現年度納付により納付していることから見て、申立期間当時、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年6月までの期間及び60年4月から平成8年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、昭和51年7月から54年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から51年6月まで  
② 昭和51年7月から54年9月まで  
③ 昭和60年4月から平成8年2月まで

申立期間の国民年金の納付記録について照会したところ、社会保険事務所から納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間①と③については妻が夫婦二人分を納付し、申立期間②についても同時に夫婦二人分の免除申請手続をしたはずである。未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の妻が申立人の分と一緒に国民年金の加入手続を行ったと申立人は主張しているものの、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号を確認しても申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事跡を確認することができず、申立人がその妻と一緒に国民年金への加入手続を行った事情はうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年2月15日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、改製原戸籍附票によれば、申立人は、昭和41年9月から平成5年7月まではA市の同一住所に居住していたことが確認でき、申立期間①

当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間③については、A市が保管している国民年金被保険者名簿によれば、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする妻についても、当該期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できない。

このほか、申立期間①及び③については、申立人及びその妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付等に関する申立人の記憶は曖昧であり、当該期間に係る保険料を特例納付又は過年度納付により納付したとの主張は無く、ほかに申立人及びその妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 54 年 2 月 15 日であることが確認でき、免除申請手続は、過去にさかのぼって行うことができないことから判断すると、当該期間の大半は、国民年金保険料の免除を申請することができない期間である。

また、申立人の申立期間②に係る国民年金保険料の免除申請や免除承認が行われたことを示す関連資料は無く、A市が保管している国民年金被保険者名簿においても、当該期間に係る免除申請や免除承認が行われた形跡を確認することはできず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることもできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における保険料が未納となっていることが判明した。

申立期間の国民年金保険料は、昭和 51 年 8 月に A 町役場の窓口へ持参して現金で納付した。私は、会社を退職後に国民年金への切替手続をきちんと行い、結婚後も保険料を継続して納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B 市 C 区役所の保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和 51 年 6 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年 6 月から国民年金保険料を納付したものと考えられる。

また、申立人は、昭和 51 年 8 月に A 町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に、「昭和 51 年 5 月 1 日に会社を退職していることから同年 5 月分の国民年金保険料の納付は結構です。」との説明を受けたと供述していることから、申立人の主張に不自然な点は無いものの、これにより、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付する機会を逸したものと認められる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 53 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における保険料が未納となっていることが判明した。

申立期間の国民年金保険料は、自宅から徒歩で行けるところにあった A 区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料は同区役所の出張所か B 郵便局で納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続や保険料の納付に係る申立人の記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は、昭和 53 年 8 月 31 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち 49 年 1 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料は既に時効により納付することができなかつたと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、社会保険事務所の保管する申立人に係る特殊台帳（国民年金被保険者台帳）によれば、申立期間の国民年金保険料については「納付不要」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうか

がわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 8 月まで  
社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、申立期間の国民年金保険料については、毎月、自宅近くの銀行において、納付書で納付していたはずである。  
国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和 56 年 7 月 1 日に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者に種別を変更し、60 年 4 月 2 日に同資格を喪失していることが確認でき、申立期間においては、国民年金に未加入であったことから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でなく、申立人は、妻と既に離婚していることから、その妻から申立人の申立期間に係る保険料納付に関する供述も得ることができず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月2日から38年3月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A研究所に勤務していた申立期間について第1種被保険者資格として記録されているが、業務内容は、県外のB炭鉱やC炭鉱で実験を行っており、ほとんどが坑内での業務に従事していた。

当該期間について、第3種被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA研究所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、申立期間において第1種被保険者の記録となっているものの、申立人の同僚の供述から判断すると、同事業所に勤務し、主に坑内において業務に従事していたことが推認される。

しかしながら、法務局から提出された当該事業所に係る法人登記簿謄本では、当該事業所の業務目的は、公害防止等に関する研究・開発事業と届け出られており、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時当該事業所に勤務していた同僚19人に係るオンライン記録を調査したところ、そのうち11人については記録が確認できず、残り8人のすべての同僚は第1種被保険者として記録されていることが確認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和35年5月2日から38年7月1日までの記録を有している同僚で、同種業務に従事したとみられる唯一連絡が取れた一人に照会したところ、「申立人とは月のうち2週間から3週間は九州や県外の炭鉱等に出張し、坑内で共に実験を行っていた。また、私も第1種被保険者として記録されているが、このことは事前

に説明されており、納得している。」との供述が得られた。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A研究所は昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記においても、平成 9 年 7 月 1 日に解散の登記がなされていることが確認できることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第 3 種被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第 3 種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで  
(A社)  
② 昭和 35 年 10 月 2 日から 36 年 9 月 20 日まで  
(B社)  
③ 昭和 38 年 2 月 2 日から 39 年 4 月 1 日まで  
(C社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及びB社の勤務期間の全部並びにC社（現在は、D社。）の勤務期間の一部の記録が確認できなかった。勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚一人の名前を挙げているほか、当時の社内の職種別の人員構成を詳細に供述しており、当該供述内容が同僚の供述内容とほぼ一致することなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人及び同僚からは、当時の従業員数は 25 人程度であったとの供述が得られるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 34 年 2 月 1 日時点の被保険者数は 13 人、申立人が退職したとする 35

年9月30日時点の被保険者数は11人であり、当該事業所では、従業員の全員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業者に該当しなくなっており、当時の事業主も連絡先が確認できないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②について、当該期間においてB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の一人が、「申立人の名字をなんとなく聞いたような気がする。」と供述しているほか、申立人は当時の加工部門の人員構成や技能者に男性がいたことを供述しており、当該供述内容が同僚の供述内容とほぼ一致することなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人がB社への入社を紹介してもらった旨を供述している同僚の名字を、申立期間②に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することができない上、申立人は、同社では作業員として勤務していたが、勤務時間の取決めも無く、出来高払いによる雇用契約であった旨を供述しているところ、同社の現在の事務担当者から、「申立期間当時の社長の妻で現在の事業主は、『出来高払いの作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。』と言っている。」との供述が得られるとともに、上記被保険者名簿に名前の記録があり、事情を聴取できた同僚16人の中には申立人と同じ業務内容の作業員であった者は一人も確認できない。

さらに、申立人は、すべての申立期間より後の昭和46年6月25日に申立期間②の一部期間を含む期間について、国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、当該特例納付を行った時点においては、申立人に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことの認識は無かったものと推認される。

加えて、B社は、昭和46年5月の火災により、すべての書類を焼失していると説明している上、当時の事業主は既に死亡していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和36年9月25日被保険者資格取得、

38年2月1日同喪失と記録されており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は、申立期間については、記憶している雇用保険の受給期間から同事業所に勤務した期間を推測したと述べており、雇用保険そのものの受給期間及び当該事業所における勤務期間の根拠が曖昧であることを認めている。

また、申立人がC社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和38年2月1日に、同事業所で31人（大半が作業員であるが、申立人と同じ業務内容の技能者を含む。）が資格を喪失し、このうち25人が別の事業所において被保険者資格を取得していることが確認できるが、当時の事業主の親族で現在の事業主は、「労使間の対立により、技能者や作業員を辞めさせたのではないか。」と供述していることから判断すると、上記別事業所において被保険者資格を取得しなかった申立人を含む6人も、この時点において厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられた可能性がうかがえる。

さらに、当時の事業主は既に死亡し、現在の事業主は、「当社は昭和46年に加工業から賃貸業に変わっており、申立期間当時の書類等はすべて処分し、保存している書類は無い。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、すべての申立期間より後の昭和46年6月25日に申立期間③のすべてを含む期間について、国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、当該特例納付を行った時点においては、申立人に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことの認識は無かったものと推認される。

4 申立人は、それぞれの申立期間において一人ずつの同僚の名前を記憶しているものの、これら3人の同僚については連絡先が不明であることなどから事情を聴取することができず、社会保険事務所が保管する各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚からは、上記記載の勤務実態に係る供述が得られるのみで、各申立期間当時における厚生年金保険の適用に関する有力な情報についての供述を得ることができない。

このほか、申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月ごろから35年8月ごろまで

坑内保安係員の資格を持っていたので、A社B鉱業所を元請事業所、C社を二次請事業所とする体制の下で、三次請事業所として事業活動を行っていた申立事業所（正式名称は記憶していない。）に請われて入社し勤務していた。

公私にわたって過酷な環境の中、必死で頑張っていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことには納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間における勤務状況を具体的に供述していること、国の所管部局の記録により、申立人が坑内保安係員資格を申立期間の始期である昭和33年12月に取得していることが確認できること、社宅として貸与された住宅の衛生状態に起因して長男が死亡するに至った状況を具体的に供述し、戸籍謄本の記録により申立期間中に長男が死亡したことが確認できること、及び申立人が名前を挙げた同僚の一人（故人）が、当該同僚の妻の供述により、申立人が勤務していたとする同じ坑内で勤務していた可能性がうかがえることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、申立人は、申立てに係る事業所の名称、所在地をまったく記憶しておらず、当時の事業主の名前については名字のみを記憶しているものの、漢字表記についての記憶は曖昧であり、申立てに係る事業所及び事業主を特定することができないため、事業主及び同僚から当時の事情を聴取することができない。

また、社会保険事務所の記録では、申立人が名前を挙げた事業主の名字が事業所名称に含まれる厚生年金保険の適用事業所はD県内に7事業所確認できるものの、申立人が記憶している事業主の住所と当該7事業所の所在地は異なっていると同時に、申立期間当時に適用事業所であった事業所は無く、申立人の供述から申立期間において加入していた可能性のある国民健康保険組合についても、資料が残されていないことから、当該国民健康保険組合の情報を基に申立てに係る事業所を特定することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人の同僚は申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、残る一人の同僚については、申立期間の一部においてC社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるのみであり、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号にも欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 877

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 48 年 6 月 30 日まで

平成 19 年に社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤めていた期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。給与明細書等の資料は無いが、勤務先は会社だったので厚生年金保険料を控除されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できた同僚の一人が、申立人が同社に勤務していたことを供述していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間の始期から2か月後の昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のほとんどの期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、上記名簿では、当該事業所が申立期間の一部を含む厚生年金保険の適用事業所であった期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、上記のとおり、A社は昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であり、役員も死

亡していることから、人事記録等による当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、同僚から聴取しても、上述のとおり一人を除いて申立人を記憶している者は無く、当該同僚も申立人の勤務期間については記憶しておらず、他の同僚を含め、同僚からは厚生年金保険の適用に関する情報についての有力な供述は得られない上、申立人が申立期間直後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している事業所の当時の事業主からは、「申立人は、昭和 46 年ごろから当社に入社するまでの間は、申立人の自宅の近所にあった個人事業所に勤めていたことは知っているが、A社については承知していない。」との供述が得られている。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間において申立事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できず、申立人が申立期間直後に厚生年金保険被保険者資格を取得した事業所における雇用保険被保険者記録が申立期間終期の 2 か月前から確認できる。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 8 日から 6 年 8 月 1 日まで

妻と一緒に住み込みで勤務したA社で加入した厚生年金保険の被保険者記録が、妻は平成5年9月8日の資格取得であるにもかかわらず、自分は6年8月1日の資格取得になっている。一緒に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の入社時の具体的な説明及び申立人が一緒に住み込みで勤務していたとする申立人の妻の厚生年金保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管する当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票より、申立人は平成6年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、7年4月18日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、申立人と同時期に勤務していたとして申立人が名前を挙げる同僚の多くは、厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができず、申立人と同様に住み込みで勤務していたとする別の夫婦についても、妻は申立期間の一部に厚生年金保険被保険者としての記録を確認することができるが、上司であったその夫に係る被保険者記録は確認することができない。これらの事実から、当該事業所においては、厚生年金保険の資格取得の取扱いが各人により異なっていた可能性が認められる。

さらに、A社は、「在籍期間が確認できる資料は既に保存期間を過ぎたため廃棄処分をしており、当時の厚生年金の適用状況については答えられな

い。」と回答しており、申立人が名前を挙げる同僚及び当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票に記録がある者に照会しても、厚生年金保険の適用状況に関する有力な情報は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたとするものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。